



各 位

平成 28 年 4 月 21 日

大阪市住之江区緑木1丁目4番39号

会 社 名 大丸エナウイン株式会社

代表者名 代表取締役社長 古野 晃

(証券コード 9818)

問合せ先 常務取締役管理統轄 青木尚史

(TEL 06-6685-5106)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の当社第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行なうものであります。
- (2) 業務執行を行なう取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行なわない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(水)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(水)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 1 2 名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会<u>で</u>選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>1 2 名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬等<u>は</u>、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、<u>その決議によって、</u>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、</u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p>
--	--

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

第 23 条～第 24 条 (条文省略)

(取締役会の決議の方法等)

第 25 条 (条文省略)

- ② 当社は、会社法第 370 条の規定により、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該事項について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(新 設)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条～第 24 条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 (現行どおり)

- ② 当社は、会社法第 370 条の規定により、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(新 設)

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 27 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選任の方法)

第 28 条 監査役は、株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、監査役の中から常勤

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によっ

の監査役を選定する。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会規定)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

第 6 章 計 算

第 36 条～第 38 条 (条文省略)

て常勤の監査等委員を選定することができる。

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行なう。

第 6 章 計 算

第 34 条～第 36 条 (現行どおり)